

2021年9月30日

警察庁交通局交通企画課法令係
パブリックコメント ご担当者様

東海電子株式会社
取締役 松本 剛洋

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対するパブリックコメント

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集に関しまして、以下のとおりパブリックコメントを提出いたします。

記

1 内閣府令案新旧対象条文の「改正後」についての意見

第九条の十 第六項において、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し酒気帯びの有無について～、とありますが、道路交通法施行令第四十四条の三において、酒気帯びの状態とは、身体に保有するアルコールの程度が、血液一ミリリットルにつき〇・三ミリグラム又は呼気一リットルにつき〇・一五ミリグラムとするとされておりま。飲酒運転による交通事故防止の観点からは、血液一ミリリットルにつき〇・三ミリグラム又は呼気一リットルにつき〇・一五ミリグラムなどの数値を問わず、アルコールが検出された時点で運転禁止にすべきではないでしょうか。

【1の理由】

少量の飲酒量でも脳機能に少なからず影響を与え、安全運転に必要な注意力や判断力などが低下してしまうことが明らかになっており、又速度超過や乱暴な運転などにも繋がる危険性が高く、重大な交通事故の原因になりえるためです。

2 内閣府令案新旧対象条文の「改正後」についての意見

第九条の十 第六項において、安全運転管理者の業務として、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無、当該運転者の状態を目視等で確認する、とされていますが、確認時の不正（なりすまし、すり抜け等）を防止する体制（モニターでの確認、顔認証システムな

ど)が構築されている場合や、携帯型アルコール検知器、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法(通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法を含む)で報告させることにより、目視による確認の代わりとなるものとすべきではないでしょうか。

【2の理由】

安全運転管理者が不在の場合は、いつ、誰が、どのように確認を行うべきものでしょうか。新型コロナウイルスの影響により、テレワークによる出勤者削減や、営業所に立ち寄らない直行直帰等の勤務環境が増加している状況下において、安全運転管理者が運転者と顔を合わせることが困難な状況も考えられるため、安全運転管理者による目視確認に代わる体制(システム等)、例えば、テレビ電話システムによるモニターでの遠隔確認や、不正(なりすまし、すり抜け)が出来ない顔認証システムなどが構築されている場合は、目視等の確認と同等であると判断することができるのではないのでしょうか。

※航空従事者に対するアルコール検査の義務化に際しては、検査時の不正防止として第三者の立会いを義務としておりますが、同時に、上述のモニターやシステムの活用による体制も可能(立会いに代わる体制として)とされております。

3 内閣府令案新旧対象条文の「改正後」についての意見

第九条の十 第六項において、安全運転管理者が運転者の酒気帯びの有無の確認に用いるアルコール検知器として国家公安委員会が定めるものとして、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とされておりますが、飲酒運転の撲滅を図るためには、アルコール検査の信憑性を高める必要があり、アルコール検知器の精度や、記録の保存に関する機能等に関する以下の内容について、細かく規定すべきではないでしょうか。

- (1) アルコール検知器による検査結果が記録紙へ自動印字、もしくはデータとして記録保存される物とすべきではないでしょうか。アルコール検査結果が記録保存されない場合、実際にアルコール検知された場合においても、虚偽の報告を容易に行うことができ、又記録保存される物と比較し抑止効果も低いことが考えられるため、アルコール検査自体が形骸化する恐れがあります。
- (2) アルコール検知器に一定の機能、精度を保証するものとして、アルコール検知器協議会(J-BAC)認定のあるアルコール検知器を指定すべきではないでしょうか。アルコール検知器として最低限の機能、精度を有している物を使用しなければ、誤検知や未検知等が多発し、飲酒運転防止としての目的が果たせない恐れ

があります。

- (3) 第九条の十 第七項において、アルコール検知器を常時有効に保持すること、とされていることから、アルコール検知器の精度、検知結果の信憑性が重要であることは明白であり、上記(2)の機能、精度に加え、メーカー等による機器のメンテナンスサポート体制が一定程度整っていることを条件に追加すべきではないでしょうか。

※海運分野の飲酒対策に関する検討会における「海運分野における新たな飲酒対策について」では、下記の旨が記載されております。

【アルコール検知器の精度・保守管理】

アルコール検知器については、他モードで利用され社会的に有効性が認められているもの(例えば、アルコール検知器協議会が認定し、自動車分野で広く利用されているもの)を使用することとし、アルコール検知器の入れ替えにあたっては、現在の検知技術水準等を勘案し、次の性能の機器が推奨される。アルコール検知器の分解能等については、0.01mg/L 単位で表示可能なもの(最低測定限界は 0.05mg/L)。

※尚、アルコール検知器については、今回の制度とは別に、より安全性を高めるためにも、『呼気アルコール・イグニッション・インターロック装置』に関しての法整備を是非期待したいと考えます。

4 内閣府令案新旧対象条文の「改正後」についての意見

第九条の十 第七項において、アルコール検知器等による確認の内容を記録し、その記録を一年間保存する、とされていますが、記録しなければならない内容とは具体的にどのような情報でしょうか。(日時、運転者氏名、確認者氏名、結果※異常有、無で良いか、など)

また、記録を保存する手段については、紙、データは問わないという内容にすべきではないでしょうか。

【4の理由】

e-文書法の目的としても述べられているとおり、ICTの活用により書面や帳簿書類の保存にかかる負担を軽減して利便性の向上を図る観点からも、データでの保存方法も認めるべきではないでしょうか。

5 内閣府令案新旧対象条文の「改正後」についての意見

第九条の十 第七項において、アルコール検知器を常時有効に保持すること、されていますが、常時有効であることを確認する方法、保持されていることを証明する方法、記録についての定めはありますでしょうか。

※旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業安全規則においては、アルコール検知器が常時有効に保持されているかを確認するために、下記内容を実施すべきと定められております。

(1) 毎日（アルコール検知器を運転者に携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合にあつては、運転者の出発前。(2)において同じ。）

確認すべき事項

ア アルコール検知器の電源が確実に入ること。

イ アルコール検知器に損傷がないこと。

(2) 毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項

ア 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。

イ 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。

尚、上記の(2)イに関しては、この手法のみと限定される事で、アルコールによる健康被害なども懸念されるため、手法を限定しないことが望ましいと考えられます。

6 別紙1の3 命令等の内容、別紙1の4 施行期日についての意見

別紙1の3 命令等の内容において、安全運転管理者の業務(1)から(3)が示されております。施行期日の令和4年4月1日以降、安全運転管理者がこの業務を適正に実施しない場合は、飲酒運転の見逃しや容認をする行為と同等であり、即ち飲酒運転の幫助に該当する重大事案であると考えます。飲酒運転による交通事故や交通違反が発覚した場合の過料、罰則のみならず、以下の内容について、安全運転管理者が定められた業務を適正に実施しない場合の罰則や、同業務が適切に行われているかについて、第三者が確認する制度を設けることにより、業務が適正に実施され、ひいては飲酒運転による悲惨な交通事故防止に繋がるのではないのでしょうか。

(1) アルコール検知器備え義務違反の罰則規定

(2) アルコール検知器の常時有効保持義務違反の罰則規定

(3) アルコール測定結果の記録違反の罰則規定

(4) 安全運転管理者が、道路交通法施行規則にて示されている業務を適正に行っているかについて、第三者が確認する制度

※運輸事業者では、実施を義務付けられているアルコール検査や点呼等の実施状況について、同事業者以外の第三者による巡回指導等が行われております。

【6の理由】

安全運転管理者が業務として定められた内容を適切に行わなかった場合においても、直接これを罰するような規定は無く、又業務の実施状況を確認する制度も設けられない場合は、道路交通法施行規則の一部改正の実効性が低下するものと考えております。

7 道路交通法第七十四条の三 第八項に関する意見

道路交通法第七十四条の三 第八項において、自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者等について第百八条の二第一項第一号に掲げる講習を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない、とされておりますが、このような法定講習の場で、義務化直近の数年間だけでも、アルコール検知器の正しい使用方法や、飲酒教育の機会を設けるべきではないでしょうか。

【7の理由】

業務中の飲酒運転などは、アルコール依存症の危険もかなり高いことが想定され、飲酒要因や飲酒運転に関する問題、アルコールの基礎知識等について、正しい知識を安全運転管理者が持つことにより、業務が適正に実施され、飲酒運転防止効果が飛躍的に高まるものと考えております。

※航空従事者に対するアルコール検査の義務化に際しては、経営者を含む全関係職員に対し定期的なアルコール教育を実施することが規定されております。

8 別紙2の3 命令等の内容についての意見

別紙2の3 命令等の内容において、アルコール検知器の要件が定められておりますが、アルコール検知器の普及を促進する助成制度が必要ではないでしょうか。運輸事業者の場合、監督官庁ならびに全日本トラック協会やバス協会および各都道府県の協会等がアルコール検知器購入に関する助成制度を設けることで普及を促進されましたので、同様の助成制度を設けることで、普及拡大が図れるものと考えております。

【 8 の理由】

例えば、経済産業省監督のもと実施されている IT 導入補助金 2021 などの制度では、中小企業、小規模事業者の IT ツールを導入する経費の一部を補助することで、国が掲げる業務効率化・売上アップの目的をサポートするものですが、今回の法改正はまさに中小企業、小規模事業者をも対象とした広い範囲の政策であり、その実現のためにも是非とも補助制度の整備を進めるべきではないでしょうか。

尚、この IT 導入補助金 2021 の理念を鑑みると、中小企業、小規模事業者についてもデジタル化の効果は言及されておりますが、アルコール検知器についても同様に、安価なハンディタイプの無料配布などの方法を取ることなく、より安全意識の高い事業者をサポートできるような、高度な機器の購入金額への助成を推し進めることを期待します。

9 別紙 2 の 4 施行期日についての意見

別紙 2 の 4 において、施行期日令和 4 年 4 月 1 日と示されておりますが、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案が発表されてからの準備期間は 7 カ月となります。運輸事業者におけるアルコール検査の義務化時には、約 92,000 事業所に対して、約 24 カ月の準備期間（事業用自動車総合安全プラン 2009 から）が設けられましたが、今回の義務化は約 340,000 事業所に対して、約 7 カ月であることから、猶予期間の設定などは検討されておりますでしょうか。

【 9 の理由】

アルコール検知器は精密機器であり、世界的な半導体不足の社会情勢とも重なりまして、準備期間の長さのみならず、製品自体の供給不足も懸念される状況のため、施行期日までに準備が整わない場合が十分に発生し得るものと考えられます。

10 道路交通法施行規則第九条の八についての意見

道路交通法施行規則第九条の八 第一項から第三項において、安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数が規定されておりますが、原動機付き自転車などの軽車両は対象に含まれておりません。原動機付き自転車などの軽車両においても、飲酒運転による交通事故の危険性は変わらず、特に多数の車両を業務で使用する事業者においては、安全運転管理者を選任し交通事故を防止するための措置をとるべきではないでしょうか。

【 10 の理由】

原動機付き自転車などの軽車両においても、飲酒運転に起因するスピード超過や乱暴

な運転など、正常な判断や運転操作を行うことができない状況であれば、重大な交通事故に繋がることは容易に想像できるため、安全運転管理者制度を交通社会全般に広く普及させるべきであると考えております。

以 上